

平成29年3月13日
環境局総務課

北九州市環境基本計画の改定について（報告）

北九州市環境審議会に諮問している「北九州市環境基本計画の改定」に関する概要の説明と、平成29年2月15日に開催した第49回北九州市環境審議会での審議内容についてご報告いたします。

1 北九州市環境基本計画の改定について

現在の北九州市環境基本計画の期間が平成28年度末で満了となるため、計画の改定に着手しているもの。・・・別紙1

2 北九州市環境審議会での審議内容

- 次期環境基本計画の方向性について（案）・・・別紙2
 - ・前回の審議会を踏まえ、次期環境基本計画の方向性（案）を提案。
 - ・現行計画を更に発展・強化するため、新たに、指標・目標の設定や他計画との関係性の整理、SDGsの実現などを記載。
- 北九州市環境基本計画骨子（案）について・・・別紙3
 - ・上記、次期環境基本計画の方向性に沿った計画骨子（案）を提案。

3 各委員からの主な意見

- 環境という価値観だけで、本当の真の豊かさができるのか。相反する価値観と議論することも必要では。他局との調整も必要。
- 環境と経済は絶対に結びつくと思う。その辺の力をしっかりと合わせながら進めてほしい。
- 一部の人が特化するだけでは「環境首都」、「シビックプライド」に結びつかないと思う。一人ひとりの問題意識が非常に重要。
- 環境基本計画の根底には環境首都グランド・デザインがあることを知ったが、策定から13年が経過し、当時を知らない、あるいはその時の熱が薄れている感じがする。自分たちで作ってきたものという歴史を共有する必要がある。
- SDGs、ESD、GHGなど言葉がわかりにくい。市民が理解できるよう、北九州市なりにわかりやすい説明をしてほしい。
- これまでの施策の経過、今までの歩みのようなものを記載ができないか。
- SDGsの取組み評価をどのようにしていくのか。

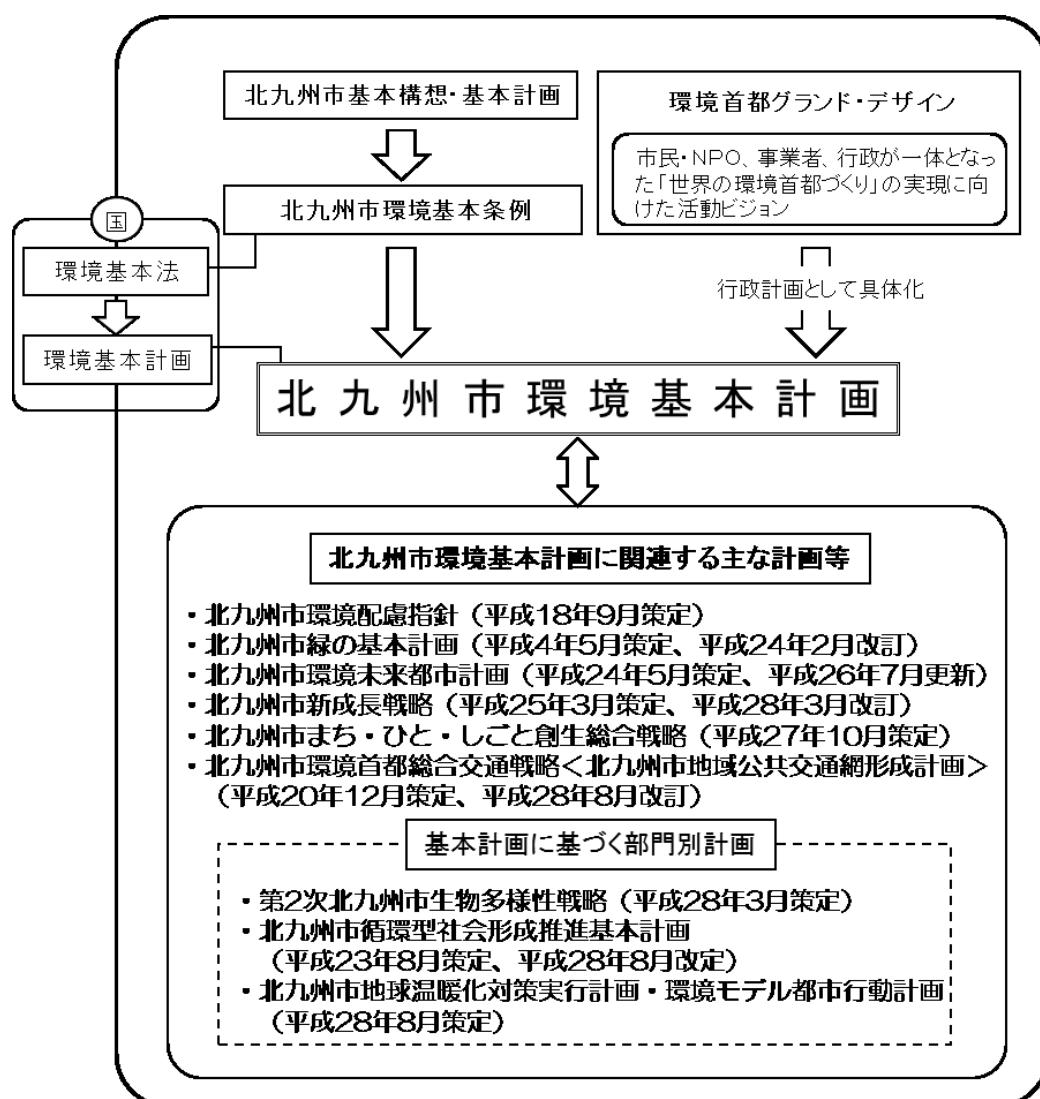
北九州市環境基本計画の改定について

1. 北九州市環境基本計画について

北九州市環境基本計画は北九州市環境基本条例第8条に定める計画で、「世界の環境首都づくり」に向けて市民・NPO、事業者、行政が共に取り組む活動ビジョンである「環境首都グランド・デザイン」に掲げる基本理念（「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ）を実現するため、行政が取り組むべきことを明らかにし、その実効性を担保する行政計画として平成19年度に策定（平成24年度に改定）した。

この計画は、北九州市基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランの分野別計画として位置づけられるとともに、北九州市環境基本条例第8条第7項に基づき策定する各部門計画の上位計画となるもの。

計画は5年間の計画であり、現計画の期間が平成28年度末で満了するため、計画の改定に着手しているもの。（次期計画の期間は平成29年度～平成33年度の5年間）



2. 北九州市環境審議会への諮問

北九州市環境基本条例第8条第3項に「市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市環境審議会の意見を聴かなければならない。」と定められていることから、北九州市環境審議会に諮問し、意見を聴取している。

※北九州市環境審議会

- ・環境基本法第44条及び北九州市環境基本条例第29条に基づき設置。
- ・市長の諮問に応じ、「環境基本計画に関すること」「環境の保全に関する基本的事項に関すること」について調査審議する。

3. これまでの経緯

平成28年8月9日	第47回環境審議会に諮問 ・改定にあたっての基本的な考え方を提案
平成28年8月17日	常任委員会において第47回環境審議会の審議内容を報告
平成28年11月22日	第48回環境審議会 ・政策目標、基本施策、主な施策分野などについて提案
平成28年12月8日	常任委員会において第48回環境審議会の審議内容を報告
平成29年2月15日	第49回環境審議会 ・次期計画の方向性、計画骨子（案）について提案

4. 今後のスケジュール（予定）

4月下旬	第50回環境審議会（素案の取りまとめ）
5月～6月	常任委員会報告、パブリックコメント、市民説明等
7月	第51回環境審議会（素案の修正）、常任委員会報告、答申
8月	計画改定

次期環境基本計画の方向性について（案）

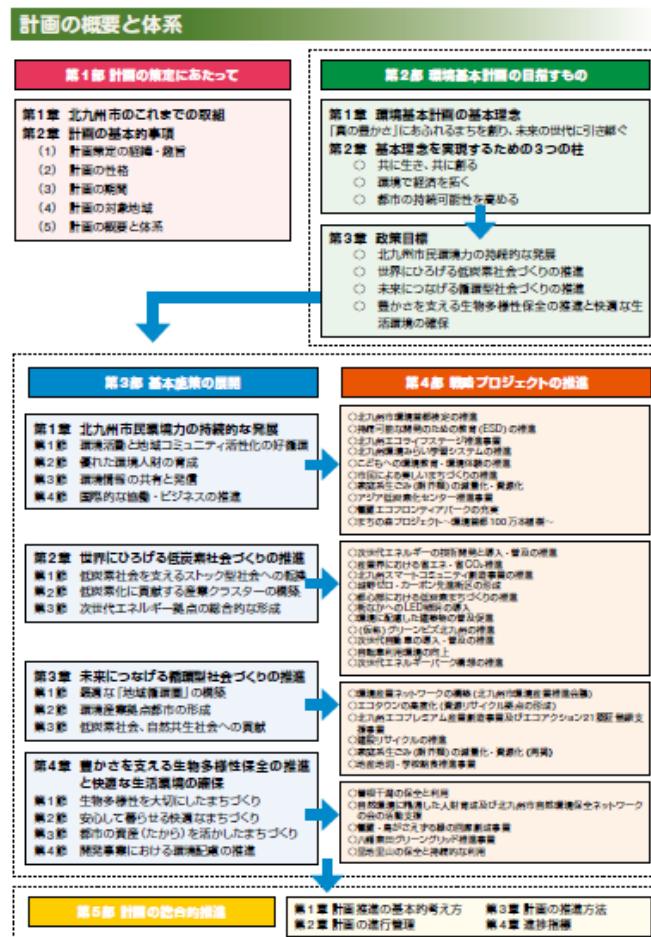
1. 本市の環境基本計画の特徴と新たな課題への対応

本市の環境基本計画は、平成16年に、「世界の環境首都づくり」の実現に向けて、市民、NPO、事業者、行政などあらゆる主体が協働して取り組むための行動計画として策定された「環境首都グランド・デザイン」をベースとして、同グランド・デザインを行政の視点から見た際の行動計画として策定（平成19年度・平成24年度改定）されたものである。

一方、環境首都グランド・デザインの制定から十数年が経過し、市民やNPO、事業者、さらには行政においても、当時の熱気や議論についての記憶が薄れていることが懸念される。そのため、改めて「環境首都」の実現に向けて、我々が何をすべきなのかを問い合わせ直す必要がある。

また、本計画は行政の行動計画としての基本計画でありつつ、多彩な具体的取組（戦略プロジェクト）も有する点が特徴であり、「本市らしさ」となっている。こうした特徴は、次期計画においても引き継いでいくべきである。これまでのプロジェクトで進めるべきところ、削るべきところを洗い直すとともに、新たな戦略プロジェクトは積極的に打ち出していく必要がある。

図1：現行環境基本計画の概要と体系図



また、環境基本計画が策定された後、「環境モデル都市行動計画」や「環境未来都市計画」、「循環型社会形成推進基本計画」、「生物多様性戦略」など、様々な環境計画が改定されており、こうした関連計画と本計画の関係性を明確化する必要性が生じている。

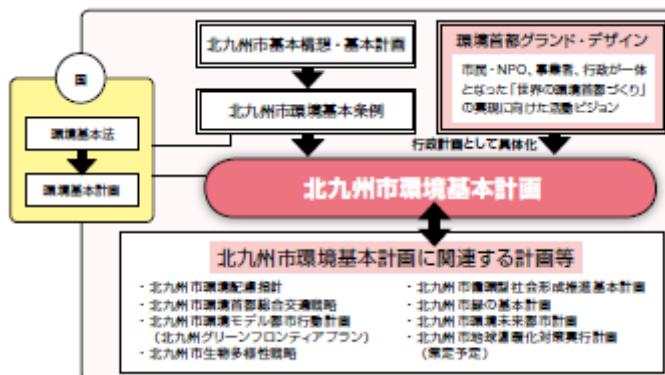


図2：現行環境基本計画と他計画の関係

さらに、2015年の国連サミットで策定された持続可能な開発目標（SDGs）は、従前のMDGsと比べても、環境分野の目標が大幅に増え、環境・経済・社会の統合的向上を図るものであり、もともと本計画に盛り込まれていた「環境・経済・社会を統合的に捉える」を改めて国際社会が認識・整理したものともいえる。

そのため、本計画において、引き続き環境・経済・社会の統合に積極的に取り組み、自治体レベルでのSDGs達成に向けた道筋を示すことが考えられる。

2. 次期計画における現行計画の更なる強化の方向性

1. で挙げたような特徴等を踏まえて、現行計画を以下のような方向性で更に発展・強化していくこととする。

(1) 指標・目標の設定による環境首都の実現

環境首都実現に向け、本計画の副題を「環境首都実現計画」とする。

その上で、グランド・デザインに基づく基本理念や環境政策の進捗状況を客観的に把握・分析するための指標（indicator）・目標（target）を設定する。

例えば、

基本理念 : ①市民一人ひとりの環境配慮行動

⇒人口当たりのGHG排出量と天然資源等消費量など

②環境面からの経済効率性・集約度

⇒GRP当たりのGHG排出量と天然資源等消費量など

③都市の魅力・持続可能性

⇒環境基準を達成している地域の人口の割合と人口当たりの緑地など

政策目標 : ①市民環境力・環境ブランド

- ⇒環境政策に関する市民の認知度・満足度
- ⇒国内外からの北九州市の認知度 など
- ②超低炭素社会
 - ⇒市域からのCO₂排出量・エネルギー消費量
 - ⇒アジア地域でのCO₂排出量 など
- ③循環システム
 - ⇒人口当たりの一般廃棄物排出量
 - ⇒一般廃棄物・産業廃棄物のリサイクル率
 - ⇒自然的土地比率
 - ⇒多様性の経済的評価 など
- ④まちづくり、環境・経済・社会の統合的向上
 - ⇒大気質・水質
 - ⇒環境産業の売上高・雇用者数
 - ⇒DID（人口集中地区）面積
 - ⇒健康寿命 など

（2）本計画における網羅性の確保と他計画との関係性の整理

現行計画策定時に十分に反映できていなかった、関係する他計画の取り組みについても、次期計画に積極的に取り込む。さらに、本計画と他計画の相互関係が分かるように整理する。その結果、本計画を見れば本市の環境政策の全貌が分かるようとする。

（3）SDGsの達成

環境政策からのSDGs実現のため、本計画の副題を「環境SDGs実施計画」とする。

その上で、SDGsにおける各ゴール・ターゲットと、本市における環境施策の対応関係を整理し、各施策の推進によって、どのゴール・ターゲットに寄与するか、また、その進捗度合いについて対外的に示すものとする。

（なお、SDGs全体の達成については、環境面からのアプローチだけでは不十分であり、あくまで環境面からのSDGs達成への取り組みとなる。）

北九州市環境基本計画 骨子（案）

（副題：環境首都実現計画及び環境 SDGs 実施計画）

第1部 計画の策定にあたって

第1章 北九州市のこれまでの取組

- (1) 公害の克服
- (2) 快適環境都市の創造
- (3) 環境国際協力の推進
- (4) 循環型都市づくり
- (5) 世界の環境首都を目指して
- (6) 環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組み
- (7) 北九州市の新たな挑戦
 (G7エネルギー大臣会合やSDGsの設定、洋上風力・国際協力など)

第2章 計画の基本的事項

- (1) 計画策定の経緯・趣旨
 - ・温暖化対策実行計画・循環基本計画・生物多様性戦略等の改定、SDGsの設定等を踏まえた計画の見直し
- (2) 計画の性格
 - ・北九州市環境基本条例第8条に定める環境基本計画
 - ・「環境首都グランド・デザイン」に掲げる基本理念を実現するための行政計画
 - ・北九州市環境基本条例第8条第7項に基づく各部門計画（北九州市地球温暖化対策実行計画（環境モデル都市行動計画）・北九州市循環型社会形成推進基本計画・第二次北九州市生物多様性戦略）の上位計画
 - ・「元気発進！北九州」プラン、北九州市環境未来都市計画、北九州市新成長戦略、まち・ひと・しごと総合戦略、北九州市立地適正化計画、北九州市環境首都総合交通戦略、緑の基本計画の環境分野における関連計画
 - ・SDGsを達成するための環境分野からの行政計画
- (3) 計画の期間
 - ・平成29年度から平成33年度まで
- (4) 計画の対象地域
 - ・北九州市内を基本とするが、貢献できる分野については、国内・海外を含め、広域的な視点から連携
- (5) 計画の概要と体系

第2部 環境基本計画の目指すもの

第1章 環境基本計画の基本理念

- ・本計画における基本理念は、環境首都グランド・デザインに示されている基本理念を継承し、「真の豊かさ」が即ちSDGsの達成に資すると考え、社会・経済課題と一体的に取り組む。

第2章 基本理念を実現するための3つの柱と3大指標

1 共に生き、共に創る

- ・本市が抱える高齢化・人口減少・経済低迷等の社会・経済問題に対して、わたしたち一人ひとりの環境への取組みを通じての解決を図っていく。
- ・環境問題についての読み書き能力（リテラシー）を向上させ、客観的なリスクと対話に基づく効果的な取組みを推進する。

2 環境で経済を拓く

- ・イノベーションを通じて、新たに高付加価値の産業を生み出していく。
- ・炭素制約や資源制約を踏まえ、持続可能な経済や企業を育成していく。

3 都市の持続可能性を高める

- ・点やフローとしての取組みだけでなく、都市構造の見直し、優良ストックの蓄積の推進など、面及びストックの観点からの取組みを進める。
- ・世界の都市化の傾向を見据え、持続可能な都市モデルを構築し、日本及び世界の環境首都となる。

4 三大指標の設定

- ・環境政策を通じて、社会・経済問題の解決に貢献する
- ・基本理念の実現に向け、その進捗を図る三大指標を設定
 - ①ヒト：市民一人ひとりの環境配慮行動
(GHG排出量／人口及び天然資源等消費量（有機性資源除く。）／人口)
 - ②経済：環境効率性（炭素生産性・資源生産性）
(GRP／GHG排出量及びGRP／天然資源等消費量（有機性資源除く。))
 - ③都市：都市の魅力・持続可能性
(環境基準達成人口割合率（環境基準の達成率×人口割合）及び人口当たりの緑地率)

第3章 環境政策によるSDGsへの貢献

- ・グランド・デザインにおいて既に「環境政策を通じて、社会・経済問題の解決に貢献する」こととなっており、SDGsの17のゴールのうち、12のゴールが環境に関係するとされていることや、環境未来都市として、自治体レベルのSDGsの取組みを積極的に推進していることから、本計画を通じて、環境面からのSDGsのゴールの達成に貢献

第4章 政策目標及び政策指標の設定

- ・基本理念の実現に向け、計画期間中に重点的に取り組むべき4つの政策目標を掲げ、かつ、それらの進捗を図るための政策指標・施策指標を設定し、環境首都実現に向けた取組みを推進
- ・各政策と関連が深い、あるいは関連があるSDGsのゴール・ターゲットを整理し、各政策目標の達成によってこれらのSDGsのゴール・ターゲットも同時に達成

第3部 4つの環境政策とその基本施策

第1章 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立

- ・かつての激甚公害と異なり、今日の環境問題は、気候変動や資源消費を始めとして、個々の市民や事業者の行為による環境負荷が大きな課題
- ・そのため、市民一人ひとりによる環境への意識や環境配慮行動、すなわち「環境市民力」の更なる強化が不可欠。
- ・環境への取組を持続可能なものとするためには、ゆりかごから墓場までの環境教育とともに、高度な教育や技術指導を受けた環境人財を育成する必要。
- ・「環境といえば北九州」と国内外で認識されるような「北九州環境ブランド」の確立によって、市民の幸福度を向上させ、人材や企業を国内外から誘引。

(政策指標例)

- ・本市の環境政策の市民の認知度・満足度／市民の環境リテラシー
- ・国内・海外からの環境首都北九州市の認知度

(関連SDGs ◎：関連が深い、○：一部関連がある)

○Goal4（全ての人への均衡な質の高い教育と生涯学習の機会を提供する）

target4.7：2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通じて、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

◎Goal11（都市と人間居住を包括的で安全かつ持続可能なものにする）

基本施策①：環境活動と地域コミュニティ活性化の好循環

【現状・課題と今後の方向性】

- ・近年の気候変動問題や廃棄物・資源問題といった地球規模の問題であっても、その解決に向けた取組みの出発点は個々人や企業の取組み。一人ひとりがライフスタイルやビジネススタイルを見直し、日々の生活の中の行動が必要。
- ・その際、地域の環境活動の促進が地域コミュニティを活性化し、また、地域コミュニティの活性化が地域の環境保全活動の促進に繋がる好循環をつくり、個人の生活へ繋げていく。
- ・事業者の事業活動は、原材料の採掘から加工・生産、運搬、小売、廃棄等といったサプライ

イチエーン全体を通じて、地域のみならず地球規模で環境に影響。そのため、本市での事業活動のみならず、地球規模での環境影響を踏まえた取り組みを促す。

【取り組むべき施策分野】

(1) 市民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの見直し

住宅や建築物における再生可能エネルギーの導入／エコカー／省エネ家電、長寿命製品などの環境に配慮した製品・サービスの購入／食品ロス削減／リサイクルなどの市民運動キャンペーンや出前講座、普及啓発／植林やカーボン・クレジットの購入といった環境活動／市民や事業者による環境投資・ESG投資 等

(2) 地域コミュニティやNPOの活動推進

集団回収への支援措置／地域における美化運動／環境保全活動を行うNPO活動支援等

(3) サプライチェーン全体を通じた事業者による環境活動推進

評価・表彰制度や認定制度等によるインセンティブ／環境報告書の作成や環境規格の取得 等

【施策指標】(略)

基本施策②：ESD等を通じた環境人財の育成

【現状・課題と施策の方向性】

- ・生涯学習として、幼児期から高齢期に至るまでの教育機会を提供する必要。
- ・SDGsやESDのように、環境教育が貧困・福祉などの様々な社会・経済問題と結びついており、より総合的・統合的な観点からの環境教育や他分野の教育との連携・統合を図る。
- ・総合的・横断的に活動できる人財やリーダーを育成する側の指導者の育成。
- ・環境人財のキャリアパスを明確化し、高度な環境教育を受けるインセンティブを確保。
- ・これらの取組を、各主体が相互に連携して活動を行う「協働取組」で実施。

【取り組むべき施策分野】

(1) 就学前の子どもや高齢者も含めたESD・環境学習の推進

環境学習施設や自然フィールドを生かした体験型プログラム充実／教材等の環境学習プログラム、環境に係る学習システムの充実／親子での環境体験、市内企業による出前授業・見学受け入れ／環境首都検定推進／環境人財データの集積推進／北九州ESD協議会を中心としたESD推進／消費者教育、食育、人権教育、防災教育等との連携強化 等

(2) 若者の横断的連携による市民環境力の更なる推進

ESDに取り組む市内の大学と地域社会の連携強化／県内・市内の高校・中学校・小学校における環境学習への支援／こどもエコクラブ取組強化 等

(3) 高度な環境人材育成のための基盤強化

北九州学術研究都市の大学・研究機関やFAIS、KITA、企業などとの連携による専門家、研究者、環境起業家（アントレプレナー）の育成／環境人財のキャリア形成のための支援／環境人財の就職支援、起業支援、マッチング強化 等

【施策指標】(略)

基本施策③：市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応

【現状・課題と今後の方向性】

- ・公害や開発行為等に対する苦情について、客観的な基準やリスクを踏まえつつ、納得感や安心感を得られるよう、事業者による自主的な改善措置や対話を促進。
- ・誤った情報等による環境リスクの増大を防ぐための情報発信の強化を図る。

【取り組むべき施策分野】

(1) 環境リスク等に関する対話の推進

環境負荷による人や生態系への悪影響（環境リスク）の認識共有／事業者・住民による対話の促進／迅速な現場対応 等

(2) 環境に関する適切な情報の提供と情報リテラシー・環境リテラシーの養成

生活環境、自然環境、快適環境などの環境情報の体系的な整備とネットワーク化及び発信／環境にかかる客観的なリスク情報について正確な情報提供 等

(3) 事業者による自主的環境マネジメントの推進

協定や表彰等による事業者による自主的な環境取組推進 等

【施策指標】(略)

基本施策④：国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立

【現状・課題と今後の方向性】

- ・充実した都市機能と豊かな自然が同居するまち、環境首都としての本市の高い評価を国内外に戦略的に発信し、企業の誘致やU・Iターン就職者の増加、市民幸福度の向上を図る。
- ・戦略的に国際的な環境ブランド力を強化することで、本市企業の国際展開のみならず、海外からの観光や企業誘致、人材確保等、様々な好影響を波及させる。

【取り組むべき施策分野】

(1) 戰略的な環境国際協力の推進

JICAや関係省庁など国内外の関係機関と協働しての国際協力 等

(2) 海外環境人材育成の推進を通じた北九州ネットワークの構築

発展途上国からの受入研修や技術者派遣を通じた北九州PR／国際研修プログラムを通じた北九州をよく知る海外人材の育成とネットワーク化 等

(3) 環境分野の国際会議・国内イベントの招致・開催

国内外の環境に係る会議やイベントの積極招致／本市の自然やエネルギー等の環境関連施設を国内外からの来訪者のショールームやサイトビギット先としての活用促進等

(4) アジアの技術首都ブランドの確立

企業・大学での最先端の技術開発／人材育成／研究成果の戦略的発信 等

【施策指標】(略)

第2章 2030・2050年を見据えた超低炭素社会の推進

- ・本市は産業構造等の影響もありつつも、人口当たりの GHG 排出量は過去十年間増加。業務部門の CO₂ 排出量は増大傾向。さらに、今後の人口減少・高齢化の進展によって、一人当たりの GHG 排出量が悪化する恐れ。
- ・そのため、今後、環境面からの交通と土地利用計画の統合、社会・技術・ライフスタイルのイノベーションを通じて、本市の 2030・2050 年目標を達成しながら、防災、高齢化等様々な社会・経済問題の同時解決を図る。
- ・また、本市における恵まれた太陽光日射や風況を生かし、次世代エネルギー拠点の形成やアジア規模での低炭素化への取組みといった独自の取組みも進める。
- ・これらの取組みを通じて、本市だけの低炭素化を超えた、わが国・アジア・世界規模での低炭素化に貢献する「超低炭素社会」の実現を目指す。

(政策指標例)

- ・市域の CO₂ 排出量／市域のエネルギー消費量
- ・アジア地域での CO₂ 排出削減量

(関連 SDGs)

- Goal 2（飢餓を終わらせ、栄養を改善し、持続可能な農業を推進する）
- Goal 7（全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを保障する）
- Goal 9（レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る）
- Goal 11（都市と人間居住を包括的で安全かつ持続可能なものにする）
- Goal 13（気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる）

基本施策①：超低炭素社会を支えるストック型社会への転換

【現状・課題と今後の方向性】

- ・地球温暖化への対応は、都市構造、土地利用、交通システム、エネルギーシステム、ビジネススタイル・ライフスタイルなど、社会を構成するあらゆる要素からの取組が必要。
- ・そのため、機器の省エネ化、企業や家庭での低炭素化行動といった点的・フロー的な視点からの取り組みに加え、都市構造・土地利用や建築物、交通、まちづくりといった、面的・ストック的な視点からの取り組みを進めていく。
- ・合わせて、本市の産業の低炭素化（当該製品が製造される際の低炭素化、その製品が使用される際の低炭素化、低炭素な製品・サービスを提供する産業の育成）を図る。

【取り組むべき施策分野】

（1）産業界・都市構造も含めた徹底した省エネ・省CO₂推進

工場からのエネルギー等の面的利用／低炭素製品の低炭素な製造プロセス／スマートグリッドやエネルギー・マネジメント／コンパクトなまちづくり／公共交通の利便性向上・利用促進／海上輸送などのモーダルシフト 等

(2) 良質な住宅・建築物ストックの形成

住宅・建築物の再エネ・省エネ促進／市営住宅・公共施設の低炭素化 等

(3) 自然資本の維持と利活用

都市緑化／森林・竹林の適正管理 等

(4) 低炭素ストック・マネジメント

計画的・効率的な維持管理・補修／施設の集約・廃止／環境アセスメント等を通じた大規模施設の長期的な影響への配慮 等

【施策指標】(略)

基本施策②：超低炭素社会を実現する社会・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築

【現状・課題と今後の方向性】

- ・わが国全体での2050年80%削減や本市における50%を超える削減という大幅なGHG排出削減を目指すためには、これまでの技術中心のイノベーションに加えて、社会システム、ライフスタイルを含めた社会構造全体を新しく作り直すような破壊的なイノベーションが不可欠。
- ・そのため、プロセス・イノベーション、プロダクト・イノベーションを後押しし、産業の高付加価値化を進めるとともに、環境負荷が内部化されたライフスタイル・社会システムへのイノベーションを促すために、規制的手法や経済的手法の導入や、研究開発などの取組みを進めていく。

【取り組むべき施策分野】

(1) 再生可能エネルギー・水素、CCS、ICT/AI、人間工学等による超低炭素化技術開発と産業クラスターの構築

蓄電技術・新材料・環境エレクトロニクス等を活用した再エネ・省エネ技術等の開発／水素製造、貯蔵、運搬、利用の各段階における技術開発／CCS導入に向けた技術開発／ICTやAI、人間工学を活用した省エネ化／大学やFASとの連携強化／地元事業者への技術移転による産業クラスターの構築 等

(2) 規制的手法・経済的手法等を通じた低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの推進

ベンチマークによる市内事業者の取組みを評価／経済的手法の検討及び推進／市役所の率先実行 等

(3) 環境金融などの金融的手法の検討

グリーンファンド・グリーンボンド／環境会計の推進 等

【施策指標】(略)

基本施策③：次世代エネルギー拠点の総合的な形成

【現状・課題と今後の方向性】

- ・本市は風況の良さを活かした風力発電やメガソーラーなどの再生可能エネルギー、高効率火力発電の最先端技術、一次エネルギーの備蓄基地を有しており、港湾施設等のインフラも整備されていることから、エネルギー拠点としての優位性を持っている。

- ・エネルギー拠点の優位性を活かした民間発電事業者の集積と地域エネルギー会社による地域への電力供給、水素エネルギーの利活用、北九州スマートコミュニティ創造事業で培ったエネルギー・マネジメントの活用を進める。

【取り組むべき施策分野】

(1) 地域エネルギー拠点化の推進

洋上風力発電や太陽光発電、バイオマス発電、高効率火力、小水力発電、廃棄物発電や熱利用などの導入促進／市内事業者の消費エネルギーの見える化の取組みや、省エネ設備の導入促進／響灘における風力発電関連産業の総合拠点化 等

(2) 水素エネルギー活用の推進

再生可能エネルギー由来水素等の製造・貯蔵・輸送・使用段階の技術開発・実証・社会実装の推進／水素ステーションやFCV、FCバスの普及拡大 等

(3) 地域エネルギー・マネジメント・スマート化の推進

北九州スマートコミュニティ創造事業のノウハウを活かした地域エネルギー会社の電力供給の拡大／新しいエネルギー・マネジメント技術を活かした地域における複合的エネルギー・マネジメントの推進 等

【施策指標】(略)

基本施策④：アジア規模での超低炭素社会実現

【現状・課題と今後の方向性】

- ・パリ協定において、全世界規模でのGHG排出削減が求められ、また、SDGsにおいて社会・経済・環境上の諸課題の統合的解決が求められる中、大気汚染やエネルギー問題等様々な環境や社会・経済上の問題を同時に解決しえるアジア規模での低炭素化の取組みの重要性が増大。
- ・アジアでの取り組みが本市の低炭素化や、本市の地方創生、本市のブランド力の向上等に繋がっていくよう、戦略的に取り組む。

【取り組むべき施策分野】

(1) アジアの超低炭素化に向けた国際協力の推進

KITA・IGES等と連携したアジア諸国での省エネ・リサイクル協力／市内事業者の環境関連技術の発信／アジア地域へ低炭素化技術輸出による削減された温室効果ガスの定量化手法(K-MRV)の確立 等

(2) 民間企業による海外展開の促進

「北九州モデル」をツールとしたパッケージ化／JCM事業の活用 等

【施策指標】(略)

第3章 世界をリードする循環システムの構築

- ・経済社会システムにおけるモノの採掘、生産、流通、消費、廃棄という一連の過程における健全な物質循環を通じて、自然に与える悪影響を最小限とし、健全な自然の循環を維持するという、「経済社会の物質循環」と「自然循環」の調和を達成することが必要。
- ・そのため、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりリストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現することを目指す。
- ・この際、資源効率性・3Rと気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全、海洋ごみ、原材料へのアクセス、産業競争力その他の課題に関する政策を包括的に統合・促進する。
- ・さらに、産業都市でありながら豊かな生態系を有する本市において、自然資源の価値を改めて評価し、その維持・増大を図るための取組み強化を図る。

(政策指標例)

- ・市民1人一日あたりの家庭ごみ量／リサイクル率／産業廃棄物最終処分率
- ・自然的土地比率（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）／生物多様性の経済評価

(関連 SDGs)

- ◎Goal6（全ての人に持続可能な水の使用と衛生を保障する）
- Goal8（包括的で持続可能な経済成長を促進し、全ての人への完全で生産的な雇用と適切な雇用を提供する）
- ◎Goal11（都市と人間居住を包括的で安全かつ持続可能なものにする）
- ◎Goal12（生産と消費のパターンを持続可能なものにすることを促進する）
- ◎Goal14（海、大洋と海洋資源を保全し、持続可能な利用を促進する）
- ◎Goal15（陸域生態系を保護し、持続可能な利用を促進し、森林の持続可能な管理、差額化への対処、土地の劣化、生物多様性の喪失を止める）

基本施策①：3Rプラスの推進と資源効率性向上によるSDGsの推進

【現状・課題と今後の方向性】

- ・本市の一般廃棄物のリサイクル率は近年横ばい傾向にあり、事業系の一般廃棄物は増加傾向。産業廃棄物のリサイクル率や最終処分率についてもトップランナーではない。
- ・これまでの出口（廃棄）段階の適正処理・リサイクルという狭い領域から、モノのライフサイクル全体（採掘・製造・運搬・販売・消費・使用・廃棄・再生）に着目し、各段階で様々な環境負荷を生ずる資源の利用について、その使用を抑制し、あるいは環境負荷を可能な限り生じさせないことが必要。
- ・リデュース・リユース・リサイクルの3Rに加えて、リニューアブル（有機性の資源などの再生可能資源の利用）・リペア（修理）・リビルド・リマニュファクチャリング（再製造）などを3Rプラスとして推進。

- ・併せて、資源効率性の向上によって、気候変動や自然循環・エネルギー等にも貢献。

【取り組むべき施策分野】

(1) リデュース・リユース・高度なリサイクルの推進

家庭や事業所からの食品ロス・生ごみ・レジ袋削減やごみ全体の減量化／リユース推進／リサイクルのための分別徹底やコンポスト化／産廃3R推進における排出事業者責任の徹底、規制的・経済的インセンティブの導入／産業廃棄物処理業優良化／PVP・CFRP等リサイクル推進 等

(2) 資源利用の効率化と廃棄物発電・熱利用の推進によるCO₂・エネルギー消費量削減

廃棄物処理プロセスにおける低炭素化／再生資源の質・量の増大／焼却量の削減／高効率の廃棄物発電や地域での熱利用 等

(3) 再生資源・再生可能資源の積極利用

建設リサイクル資材や食品廃棄物由来の堆肥等の利用促進／未利用バイオマス・廃棄物系バイオマスについての資源利用やエネルギー利用 等

(4) 適正処理の確保

市民・事業者への普及啓発／収集体制の機動的な見直し／ごみ収集業務の進め方等の市民サービスについての維持・向上／まち美化／中小の排出事業者への支援／不法投棄防止のための監視／雑品スクラップ収集への適正な規制／漂着廃棄物の適正処理・注意喚起／小型合併処理浄化槽の整備 等

【施策指標】(略)

基本施策②：循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成

【現状・課題と今後の方向性】

- ・循環システムを支えるために必要となる廃棄物処理施設や資源循環施設の整備を推進。
- ・循環産業の育成を図っていくため、循環資源の高度な再資源化技術の開発やその技術を活かした事業化に対する支援、国内外からの循環資源の確保を戦略的に進めていく必要
- ・あわせて、各地域の資源、物品、エネルギーの融通、活用を図り、新産業育成や雇用創出、地域活性化を推進し、わが国の資源循環のトップランナーを目指す。

【取り組むべき施策分野】

(1) 安定的・効率的なごみ処理体制・循環システムを支える施設整備とごみ処理の広域連携

ごみ処理施設におけるストックマネジメントの手法導入／廃棄物処分場の既存施設の延命化と港湾計画との連携を図った新たな施設整備／地域へのエネルギー供給による防災拠点化／「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づく一般廃棄物の広域的な受け入れ／災害廃棄物の処理に係る周辺市町村等と相互協力協定の締結等

(2) 産業・地域共生としてのエコタウン・循環産業の高度化

エコタウン企業の高度な再資源化技術や新たな事業展開への支援／産廃処理技術・人材・施設・設備等の高度化に向けた制度検討 等

(3) 環境産業ネットワークの構築と大学等と連携した資源循環研究拠点の形成

産学民官の連携による廃棄物処理やリサイクル、廃棄物系バイオマス等に関する技術開発／長寿命・高耐久性・軽量化など環境に配慮した高度な部材開発 等

(4) 国際資源循環拠点の形成

本市企業が有するリサイクルシステムの海外展開／雑品スクラップ等の適正な管理・監督 等

【施策指標】(略)

基本施策③：化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

【現状・課題と今後の方向性】

- ・P C B や水銀・アスベストなど、環境中に長く残存し、かつ、処理が十分に進んでいない化学物質・有害物質が依然として存在。
- ・高濃度 P C B 廃棄物の安全かつ迅速な処理、P O P s・水銀に関する水俣条約への対応、災害時の化学物質対応、ナノ材料等新たな課題への対応等が必要。

【取り組むべき施策分野】

(1) P C B の適正処理

J E S C O 北九州事業所に対する徹底した指導・監督／掘り起こしが遅れている自治体への支援／本市内の低濃度 P C B 廃棄物の平成 30 年度中の全量把握、平成 33 年度中の全量処理／PCB 処理の経験・知見の今後の有害物質処理への活用 等

(2) 水銀・アスベスト等の適正管理

水銀に係る排出規制、水銀含有廃棄物の回収、廃水銀の適正処理／平常時及び災害時のアスベスト含有建築物の適正な解体・撤去及び適正な処理 等

(3) 化学物質管理

事業者による化学物質管理体制推進／災害に備えた市内の化学物質等の有害物質の把握／P O P s を含む廃棄物の適正処理／新たな課題に対する調査研究 等

(4) フロン対策

各種リサイクル法による適正なフロン回収・破壊／フロン類排出抑制法等に基づく国・県の取組みへの協力 等

【施策指標】(略)

基本施策④：生物多様性の確保による自然循環

【現状・課題と今後の方向性】

- ・産業都市でありながら豊かな自然や生態系を有する本市でも、新たな開発行為等による生態系の場や希少種が脅かされるケースや、里地里山の荒廃とそれに伴う鳥獣被害の深刻化、新たな外来種の侵入、気候変動を踏まえ適応への対応など、新たな課題が次々と発生している状況。
- ・そのため、生態系サービスや生態系の場・種の保全、森里川海保全に向けた取組みと、それを担う人財や自然環境データベースの構築などの取組みを進めていく必要。

【取り組むべき施策分野】

(1) 生態系の場・種の保全

環境アセスメントの適切な実施、ミティゲーション（代替措置）の検討／自然環境

情報についてのデータベース化／本市の自然資本価値の評価／気候変動に対する適応方策／動植物園や水族館・博物館との連携 等

(2) 森里川海保全への取組み

特定外来生物への防除計画の策定／水源地住民との相互理解や水源地の保全活動／間伐材や竹林などのバイオマス系資源の利用促進／鳥獣被害防止に向けた取組み／農地の保全、森林・林業・水産業の活性化や地産地消の推進 等

(3) 自然環境に係る人材ネットワーク構築と自然環境情報モニタリング

市内の生態系情報の把握／市民・関係機関を通じた情報収集、整理、蓄積／自然環境情報G I Sデータベースの構築／環境アセスメント対応や外来種・希少種対策のための専門家とのネットワーク構築 等

(4) エコツーリズム、グリーンツーリズムの拡充・拡大

回遊型の自然観光の検討／環境修学旅行やその誘致強化事業／国立・国定公園や県立自然公園を活用した観光客等の誘致 等

【施策指標】(略)

第4章 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

- ・環境首都グランド・デザインにおける「真の豊かさ」を達成するために、環境・経済・社会上の課題を総合的に捉えるSDGsを環境面から積極的に推進することが必要。
- ・その際、環境政策の原点である、大気、水、騒音・振動など身近な環境保全への取組みは、安心で快適な生活を送る上で基本となるもの。また、気候変動による災害などへの影響への対応（適応）や、災害廃棄物対策、自立分散型エネルギーの導入促進等を進めていくことで、災害に強く、安心・安全でレジリエントなまちづくりを実現。
- ・さらに、都市構造の見直しや優良なストックの蓄積といったハード面、フードバンク・リユース・ふれあい収集の推進等のソフト面での取り組みにより、豊かなまちづくりを進める。
- ・産業振興の観点からも、エネルギー・資源の地産地消を推進するとともに、環境産業における若年層や女性・高齢者の活躍を促していく。合わせて、本市の強みを生かした新たなイノベーションや産業創出を進める。
- ・SDGsモデル都市として、SDGsの取組を積極的に進めることで、本市のみならずわが国及び世界に貢献。

(政策指標例)

- ・大気、水などの環境基準達成率
- ・市内の環境産業の売上高／環境産業の雇用者数
- ・都市のD I D面積／健康寿命

(関連SDGs)

○Goal2（飢餓を終わらせ、栄養を改善し、持続可能な農業を推進する）

○Goal3（あらゆる年齢の全ての人の健康な生活を確保し、福祉を推進する）

○Goal9（レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーション

の拡大を図る)

◎Goal11（都市と人間居住を包括的で安全かつ持続可能なものにする）

◎Goal17（実施手段と持続可能な開発への地球規模のパートナーシップを強化する）

基本施策①：安全・安心でレジリエントなまちづくり

【現状・課題と今後の方向性】

- ・いまだに一部の地域では環境基準の一部不適合が継続し、粉じんや騒音・振動、悪臭などの問題も散見。さらに、光化学オキシダントやPM2.5の問題など、地域の努力だけでは解決できない広域的な問題も未解決。
- ・合わせて、気候変動等に伴う災害の増加エネルギー供給や災害廃棄物への不安など、新たな課題に対しても対応していく必要。
- ・工場・事業場に対するきめ細やかな監視・指導等を継続するとともに、事業者に自主的な環境マネジメントを促す。さらに、本市のソフト・ハード両面での強靭性を強化することにより、市民にとって安全・安心でレジリエントなまちづくりを実現する。

【取り組むべき施策分野】

（1）大気・水・土壌環境等の保全

大気汚染防止法等に基づく指導監督／常時監視のモニタリング体制の見直し／PM2.5等に係る国際協力を含む総合的な対策／中小企業への環境保全対策に関する技術指導／水質汚濁防止法等に基づく指導監督／土壤汚染対策法等に基づく指導監督と同法の改正を踏まえたブラウンフィールドの適正利用・管理の推進／騒音・振動対策と対話・普及促進／悪臭防止法に基づく指導の徹底／公害防止に係るセミナーや表彰等の実施による事業者の意識・能力向上 等

（2）適正な環境アセスメントと公害防止施策の推進

施設の集積状況や面的な環境負荷を踏まえた環境アセスメントの審査及び公害防止協定の締結／条例アセスメント対象事業の見直し／環境アセスメント手続きの充実化・合理化／設備増強やリプレース時の各事業者におけるBAT・BAPの導入促進／継続的な施設や設備の改善、公害防止協定の改定等／公害防止条例の見直しの検討 等

（3）適応への取組み

市単位での影響予測シミュレーション／農業や水産業への影響抑制／水環境や水資源、自然生態系への影響抑制／熱中症や熱ストレスの発生、感染症リスクの増大への対応 等

（4）環境防災力の強化

自立分散型エネルギーの導入／災害時の地域へのエネルギー供給体制構築／災害廃棄物やし尿、片付けごみの処理に係る災害廃棄物処理計画の策定／廃棄物処理施設の強靭化／自然による防災 等

【施策指標】（略）

基本施策②：環境と社会にやさしい快適なまちづくり

【現状・課題と今後の方向性】

- ・本市の恵まれた地域固有の伝統的な街並みや既存のストックを活用することは、まちの価値の増大、ふるさと意識の醸成とともに、市外からの人財を惹きつけ、新たなアイデアを生み出す。
- ・一方で、都市のスプロール化や高齢化対応のため、歩いて暮らせる街づくり、交通弱者や買い物弱者、ごみ弱者等への対応を進める必要。
- ・そのため、市民や事業者の協力・参加のもと、ハード・ソフト両面からのまちの魅力やしなやかさ・強靭さを高めていく。

【取り組むべき施策分野】

- (1) ストック資源を活用した景観の保全とうるおいのある街並みの形成
ストックマネジメント手法の導入／歴史的建造物を活かした魅力的なまちづくり／空き家対策／質の高い都市緑化や都市の中の植林、緑地の保全
- (2) 高齢者・障害者に優しいコンパクトシティ・公共交通の推進
土地利用の誘導や都市機能の集約・適正配置（再掲）／公共交通の利便性向上等による公共交通利用促進（再掲）
- (3) セーフティネットの確保・コミュニティの活性化
フードドライブ活動・フードバンク活動の支援／リユースの利用促進等（再掲）／ごみ収集業務の進め方等の市民サービスの維持向上（再掲）

【施策指標】（略）

基本施策③：環境産業育成と国際的なビジネスの推進

【現状・課題と今後の方向性】

- ・人口減少・高齢化が特に深刻な本市においては、今後、生産労働人口の減少やインフラ老朽化等により、経済の低迷や行財政の悪化等が進むことが懸念。
- ・環境分野は、パリ協定に基づく炭素資源の消費の制約など新たなルールのもと、これまでの経済ルールを根本からチェンジし、膨大な新産業を生み出す可能性を有しており、わが国やわが市の技術的強みを活かしやすい分野。
- ・エネルギー・資源の地産地消を通じた自立型の経済システムの構築は、地域経済・社会の安定性・強靭さに繋がる。その際、様々な環境産業を育成していくためには、若年層や女性・高齢者・障がい者の積極的な活用を図るべきである。
- ・一方で、本市における様々な技術開発や実証事業は、それぞれが個別に研究開発や実証を進めており、環境産業育成という観点からは、十分な連携ができていない。国際展開においても、途上国における執行の不徹底、オーバースペック、顧客との関係づくり等の課題。こうした課題を踏まえた環境産業の育成や国際展開を図る必要。

【取り組むべき施策分野】

- (1) 地域経済循環の推進と若年層・女性・高齢者・障がい者の採用促進
エネルギーの地産地消の推進（再掲）／資源の地産地消の推進／若年層や女性、高齢者に対する環境産業のPR／インターンシップ推進 等
- (2) 持続可能な生産と消費の推進
「環境物品等の調達の推進に関する指針」に基づく市の環境物品の導入促進／「北九州エコプレミアム」などによる販売支援／環境規格の形成・取得・認証促進／環境

に配慮した農林水産業の支援／グリーンコンシューマーの育成 等

- (3) F A I S や北九州大等と連携した環境技術開発・産業創出・生産性向上
北九州産業学術推進機構（F A I S）を中心とした幅広い研究者・技術者が参加した横断的な研究開発・実証拠点の形成／産・学・民・官・金の連携による新たな環境産業の創出、高度な環境人財育成 等
- (4) J C M等海外事業や国際協力を通じた環境産業の海外展開
低炭素型の製品の供給拡大／経済協力開発機構（O E C D）が進めるグリーンシティ・プログラムのアジア展開との連携（再掲）／日中大気汚染・省エネのための国際協力及び調査研究推進（再掲）／「北九州市海外水ビジネス推進協議会」を軸とした上下水道のビジネス展開 等

【施策指標】（略）

基本施策④：S D G s の達成に向けた取組みと環境ガバナンス

【現状・課題と今後の方向性】

- 特に課題先進自治体である本市において、環境面からのS D G s 達成に向けた道筋を示すことは、本市の課題解決のみならず、わが国及び世界にとっても有意義。
- そのため、本計画を環境面からのS D G s 実施計画として、S D G s 進捗の評価を行うとともに、国や他自治体、事業者とも連携してモデル都市として取組みを進めていく。
- 合わせて、S D G s に代表される、環境・社会・経済上の諸課題に統合的に対応していくため、市内部の水平統合と、地域間協力を推進。

【取り組むべき施策分野】

- (1) S D G s 達成に向けたモデル都市化の推進

自治体レベルでのS D G s 実施に向けた指標やゴールの設定／S D G s 進捗の評価／事業者の取組みのS D G s の観点からの再評価・取組み推進／環境・経済・社会を一体的に考えた土地利用制度の構築／国際的なS D G s モデル都市としての発信等

- (2) S D G s 達成に向けた環境ガバナンスの強化

市役所内部の水平統合の推進／企業・大学とのパートナーシップ強化／県や環境未来都市・環境モデル都市との地域間連携／政策の主体としての市民参画促進 等

【施策指標】（略）

第4部 計画の総合的推進

第1章 計画推進の基本的考え方

- (1) P D C A サイクル

・毎年度（ただし分野や指標によっては隔年ごと）P D C A を行う。

- (2) 下部計画との関係

・本計画は、全体的な方向性を示すとともに、市全体の環境施策について、定量的な指標・目標を含めた評価を行う。

- ・具体的な事業の推進については、各個別計画において進捗点検がされている場合には、当該進捗点検結果を活用する。

第2章 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理体制

- ・環境局にとどまらず、庁内横断的に取り組みを強力に推進する。

(2) 計画の点検・評価

- ・三大指標、政策指標、施策指標をそれぞれ点検・評価。
- ・施策指標は、「達成度」「波及効果」「効率性」の観点から政策指標との関係性も含めて評価。
- ・点検結果については、次年度以降の予算編成に活かすよう求める。

(3) 年次報告書の作成

(4) 計画の見直し

- ・下位計画とのタイミングも含めて計画見直しを検討

別紙 基本施策を受けた個別プロジェクト詳細一覧

(※他計画記載分は他計画を適宜引用)